

## J-FUN 規約

### 第1条 名称

この会は、日本 UNHCR・NGO 評議会 Japan Forum for UNHCR and NGOs（以下略称を J-FUN とする）と称する。

### 第2条 目的

この会は、人道的な目的のためにのみ活動するものであり、政治的な目的のために利用することはできない。また、この会は、UNHCR（国連難民高等弁務官）駐日事務所と国内外で難民支援に関わる日本の団体間の関係構築を通して、情報やノウハウの共有、難民問題にかかる啓発活動、難民<sup>1</sup>に対する人道支援に関する政策提言を行うことを目的とする。

### 第3条 活動

この会は、次の活動を行う。

1. 日本における政策提言：難民に対する人道支援にフォーカスした提言活動、人道支援 NGO による政策提言
2. 会員団体の能力開発：現地オペレーションに関する情報やノウハウの共有、UNHCR の事業実施パートナーの拡大に向けたワークショップ、共同ミッションや新規事業の開拓
3. 日本における広報活動：広報・イベント活動、ワークショップやシンポジウムの開催、共通のコミュニケーション戦略策定・実施

### 第4条 会員

この会は、UNHCR 駐日事務所、および、次の要件を満たす国内の団体を会員とする。

1. 難民<sup>2</sup>に関する支援などの活動に関わっていること
2. 本会の目的に賛同すること

---

<sup>1</sup> 難民のほか、国内避難民、庇護希望者、帰還民、無国籍者などを含める。

<sup>2</sup> 前掲

3. 本会の定例会への参加が可能なこと

## 第5条 会員種別と会員の権利

本会の会員は、次の2区分とし、本会においてそれぞれ次の権利を持つ。

### 1. 正会員

- 法人格を有するものとする。
- 本会の議決権を持つ。共同代表を務めることができる。

### 2. パートナー会員

- 法人格の有無を問わない。
- 本会の議決権を持たない。共同代表を務めることはできない。

## 第6条 共同代表

この会は、本規約及び本会の決議に基づいて、以下の共同代表三名を置く。

1. UNHCR 駐日事務所から一名（同事務所が任命）
2. 主に国内にて難民支援を行う会員団体から一名（選挙により選出）
3. 主に海外にて難民支援を行う会員団体から一名（同上）

共同代表は、会の運営と監督を担う権限を持つ。団体資格にて務め、任期は一年間とする。

## 第7条 入会

本会への入会を希望する団体（申請団体）は、以下の手順にて承認を得なければならない。

1. 申請団体は、入会の意思、団体の活動を含めた概要を J-FUN 共同代表である UNHCR 駐日事務所（メールアドレス：jpntoext@unhcr.org）まで書面にて提出する
2. 共同代表は、申請書類の不備がないことを確認し、申請団体へ受理の連絡をする
3. 入会申請が受理された次の定例会にて、申請団体の入会可否について第11条「決議」に基づき審議する

4. 会員の決議により入会が承認された場合、申請団体は次の定例会から参加可能となる
5. 入会可否の審議に際し、必要に応じて申請団体を J-FUN 会合での協議の場に招待することができる
6. 不承認となった場合は、申請団体に対して簡潔に理由を説明し、不服がある場合には J-FUN 会員への不服申し立ての場を設けた上で、一回のみ、再度審議をすることができる

## 第 8 条 退会

会員は、以下の手順に基づき、本会を退会することができる。

1. 退会を希望する理由と日時を、UNHCR 駐日事務所（メールアドレス：[jpntoext@unhcr.org](mailto:jpntoext@unhcr.org)）に書面にて提出する
2. 共同代表は、書類の内容に不備がないことを確認し、退会を希望する会員へ受理の連絡をする

## 第 9 条 除名

会員が以下に該当する時は、定例会での会員による決議に基づき、除名することができる。

1. 会員団体自体が解散もしくは活動を継続するに足る組織形態を失ったとき
2. 難民<sup>3</sup>の支援に関わる者として尊重すべき原則（人道原則・人権など）に反する活動をしていると認められるとき

## 第 10 条 定例会

この会は、共同代表が招集する隔月の定例会を開く。定例会の運営と司会は、共同代表が務める。

## 第 11 条 決議

1. 本会の決議は、加盟団体の三分の二を定足数とし、出席加盟団体の三分の二を表決数とする。

---

<sup>3</sup> 前掲

2. 決議の場に出席できない場合、定例会の前日までに書面にて、委任先を明記した委任状を共同代表へ提出することで、他の会員に委任し、出席加盟団体の定足数に含めることができる。

## 第12条 解散

この会は、決議により解散する。

## 付則

1. この規約は、2024年1月15日より施行する。

以上